

給与支払報告
 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

原簿 { 特 通知書
 普 課税票 調定

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
	通知年月日 年 月 日	
特別徴収義務者指定番号	1234567	
受給者番号	98765	
連絡者の係	係	人事課 給与係
及び氏名並びにその	氏名	標茶 花子
電話番号	電話	(015) 485-2111
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降の退職時までの給与支払い額
①. 退職 ②. 転勤 ③. 休職 ④. 長死 ⑤. 会社解散 ⑥. 住所誤 ⑦. その他 ⑧. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	退職手当等の支払い額 (支払い予定額)
		社会保険料控除額 勤続年数

令和〇年5月1日	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	088-2312												
標茶 市町村長 殿		川上郡標茶町川上4丁目2番地		(株) 標茶商店												
		個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		代表者の職氏名印		代表取締役 標茶 太郎												
フリガナ	シベチャ イチロウ	宛名番号		150,000												
氏名	標茶 一郎 (旧姓)	100000		6月分から 11月分まで												
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			10月分まで 5月分まで												
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)													異動年月日		
	川上郡標茶町常盤8丁目8番地													RO.9.30		
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)															
	同上															
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)															
	続柄															

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	※ご注意
①. 異動が令和×年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)	正印	10月25日	87,500 円	1 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の希望がないため				2 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
一括徴収できない理由				3 6月1日から12月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。
(○を付してください)				4 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため		一括徴収した税額は 11 月分で納入します。		5 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。
2. その他 理由()				

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し 納入することで連絡済。		フリガナ		
		名称		連絡者の係
		代表者の職氏名		及び氏名並びにその
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称		電話番号
				() - 番
				経理責任者名
				氏